

京都市老人医療費支給条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第142号）（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）

医療費の自己負担金の割合が2割とされている70歳から74歳までの被保険者等（注）に対し、それを1割に軽減する措置が国により講じられてきたところ、平成26年度予算編成の基本方針（平成25年12月12日閣議決定）を踏まえて、平成26年4月1日以後に70歳に達する被保険者等から当該措置が廃止されることとなることに伴い、当該被保険者等の負担を考慮し、同日から平成27年3月31日までの間に70歳に達する被保険者等のうち、この条例により医療費を支給するための要件を満たすものについて、平成26年度において医療費の支給対象者とするものとしました。

この条例は、平成26年3月25日から施行することとしました。

注 被保険者等とは、健康保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法、国家公務員共済組合法（防衛省の職員の給与等に関する法律において例による場合を含む。）、国民健康保険法又は地方公務員等共済組合法の規定による被保険者、加入者若しくは組合員又は被扶養者をいいます。

京都市老人医療費支給条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第182号

京都市老人医療費支給条例の一部を改正する条例

京都市老人医療費支給条例の一部を次のように改正する。

附則第4項を次のように改める。

(平成26年度における対象者の特例)

- 4 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間に70歳に達する者に対する第2条第1項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「70歳」とあるのは、「71歳」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)